三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び茂木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年五月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
栃木県那須郡那須町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、那須町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
那須町（国有林）、那須町（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年五月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
栃木県那須塩原市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
那須塩原市（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須塩原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○中国地方整備局告示第百十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年五月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年五月九日

中国地方整備局長　栗田　悟

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
東広島市八本松町大字飯田字大山一九四五番一から廿日市市串戸五丁目三九七番二まで	前	A　九・五〇～一八・〇〇メートル	四三・四八六キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B　一〇・四〇～一二・〇〇メートル		
		C　九・五〇～一八・〇〇メートル		
	後	A　一〇・〇〇～一二・〇〇メートル	一七・六六八	
		B　一〇・〇〇～一二・〇〇メートル	六・〇一〇	
		C　一〇・〇〇～一二・〇〇メートル		

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○中国地方整備局告示第百十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年五月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年五月九日

中国地方整備局長　栗田　悟

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
二号　広島市西区南観音二丁目七〇四番二から同市西区南観音二丁目七〇五番一まで　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○中国地方整備局告示第百十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年五月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年五月九日

中国地方整備局長　栗田　悟

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百九十一号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
萩市大字須佐字押谷二〇五番一から同市大字須佐字坂根二一五番一まで	前	一二・七〇～五〇・〇〇メートル	〇・〇四六キロメートル	
	後	一九・〇〇～五〇・〇〇メートル	〇・〇四六	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百二十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の変更の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十六年五月九日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

一　登録番号
九州地方整備局長　7
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	松田　守男
変更後	竹　哲彦

(2)　変更年月日
平成二十六年五月一日